

柔軟仕上げ剤など家庭用品に含まれる香料の成分表示等を求める意見書

家庭で使用する柔軟仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料によって、頭痛、吐き気などの健康被害を受ける人が増えており、学校や職場に行けなくなるなどの深刻な状況もあります。2017年、日本消費者連盟が開設した「香害110番」には213件もの苦情や悲鳴が寄せられ、新たな公害である「香害」を社会問題と捉え、香料の必要性を疑問視する報道も行われています。日本石鹼洗剤工業会は「品質表示自主基準」を改定し、商品の容器包装等に使用量の表示を検討しているとのことですが、問題は使用量のみでなく製品成分が消費者に知らされていないことです。

欧州連合(EU)は化粧品規制でアレルゲンであることが明白な26種について物質名を表示するように定め、配合量も規制しています。また多国籍企業ユニリーバのアメリカ法人は2017年2月、自社のパーソナルケア製品(身体用洗浄剤)に配合されている香料成分を2018年末までに開示すると発表しています。

日本においても、消費者が健康で安心して暮らすため、政府は香料成分の表示など、香料の安全性に対する実効性ある法的規制を行うべきです。子どもたちが安心して学校で学び、誰もが安心して暮らすことができるよう求めます。

記

- 1 「香害」で苦しむ人がいることを周知徹底しポスターなどで香料自粛に向けた啓発をして下さい。
- 2 柔軟仕上げ剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目として下さい。
- 3 香料の成分表示を義務付けて下さい。
- 4 国民生活センターに被害の状況に合わせた専用窓口を設置するとともに「香害」の相談窓口を都道府県に設置して下さい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月4日

所 沢 市 議 会

提 出 先

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)